

# 社会福祉法人本巢市社会福祉協議会指定福祉協力校事業実施要綱

## (目的)

第1条 本巢市内に所在する教育関係機関等に通学（通園）をする園児・児童・生徒等（以下「生徒等」という。）に対し、社会福祉に対する理解と関心を深め、社会奉仕や社会連帯の精神を養うとともに、生徒等を通じて家庭や地域の福祉の心を深めるような教育の実践、研究を行うためこの要綱を定める。

## (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人本巢市社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

## (実施方法)

第3条 福祉教育を推進するため、本巢市内の中学校・小学校・幼稚園・幼児園・その他の教育関係機関・福祉教育の推進に理解のある機関（以下「学校等」という。）を指定し、事業・活動に必要な経費を助成する。

- (1) 教育関係機関等と協議のうえ、福祉協力校を指定し、事業を実施する。
- (2) 事業の実施にあたっては、行政主管課、教育委員会、関係機関・団体の協力を得て実施する。

## (指定期間)

第4条 原則として1年間とする。

## (対象事業)

第5条 教育関係機関等の実情に応じ、概ね以下のような内容の事業・活動に取り組む。

- (1) 社会福祉を理解するための学習会
- (2) 社会福祉の状況及び福祉問題を把握するための調査・研究
- (3) 社会福祉についての意識調査及び壁新聞、校内新聞の発行
- (4) 福祉をテーマにした作文、校内弁論大会、講演会、映画会の開催など福祉に関する行事
- (5) 校内及び地域の環境整備、清掃などの奉仕活動
- (6) 社会福祉施設を訪問し、施設利用者との交流や施設の役割を理解する活動
- (7) 地域の老人、障害者（児）との交流
- (8) 共同募金など各種社会福祉活動への参加
- (9) 地域の伝統芸能及び文化を伝承するための活動や地域の人との交流活動
- (10) その他の社会福祉についての理解を深めるのに必要な事業

## (助成金額)

第6条 この事業を実施する福祉協力校に対し、次の積算方法により年1回助成金を支給する。ただし、上限は、60,000円とする。

均等割20,000円に100円×各学校等の生徒等の数の額を加算したものとする。

(申請)

第7条 福祉協力校は、助成金交付申請書（様式第1号）及び事業計画書（別紙1）を本会に提出する。本会は、助成金交付申請書の提出があった時は、交付決定通知書（様式第2号）を福祉協力校に通知するものとする。その後、福祉協力校より、提出された助成金交付請求書（様式第3号）により、助成金を交付するものとする。

(実績報告)

第8条 福祉協力校は、毎年度事業実績報告書（様式第4号）、事業報告書（別紙2）及び事業精算書（様式第5号）を本会に提出するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、指定福祉協力校事業の実施に関し、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。